

令和6年9月市議会定例会提出議案

八 尾 市

報告第7号

令和5年度八尾市一般会計継続費精算報告書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、  
令和5年度八尾市一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

令和5年度 八尾市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国府支出金	地 方 債	そ の 他		一般財源	国府支出金	地 方 債		そ の 他	一般財源	国府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
9. 教育費	2. 小学校費	旧桂小学校 校舎解体事業	4	331,400,000	110,466,000	220,900,000		34,000	255,018,500	61,601,000	110,800,000		82,617,500	△ 76,381,500	△ 48,865,000	△ 110,100,000		82,583,500
			5	159,563,000	53,000,000	106,000,000		563,000	147,860,900	39,720,000	71,400,000		36,740,900	△ 11,702,100	△ 13,280,000	△ 34,600,000		36,177,900
			計	490,963,000	163,466,000	326,900,000		597,000	402,879,400	101,321,000	182,200,000		119,358,400	△ 88,083,600	△ 62,145,000	△ 144,700,000		118,761,400
	5. 保健体育費	美園小学校 給食調理場 改築等事業	3	90,200,000	17,128,000	62,700,000		10,372,000	87,240,689	18,350,000	36,000,000		32,890,689	△ 2,959,311	1,222,000	△ 26,700,000		22,518,689
			4	89,425,000		80,400,000		9,025,000	65,947,408				65,947,408	△ 23,477,592		△ 80,400,000		56,922,408
			5	352,482,000	29,425,000	202,100,000		120,957,000	344,102,433	28,523,000	240,300,000		75,279,433	△ 8,379,567	△ 902,000	38,200,000		△ 45,677,567
			計	532,107,000	46,553,000	345,200,000		140,354,000	497,290,530	46,873,000	276,300,000		174,117,530	△ 34,816,470	320,000	△ 68,900,000		33,763,530

令和6年9月9日提出  
八尾市長 山本桂右

報告第 8 号

令和 5 年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度八尾市健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第63号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

八尾市役所納税課窓口において発生した、住民基本台帳事務における支援措置対象者の個人情報漏えいに係る損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第5号

損害賠償に関する和解専決処分の件

八尾市役所納税課窓口において発生した、住民基本台帳事務における支援措置対象者の個人情報漏えいに係る損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行うものとする。

令和6年7月23日専決

八尾市長 山本桂右

議案第64号

令和5年度八尾市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件

令和5年度八尾市水道事業会計において、未処分利益剰余金の一部を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

記

令和5年度八尾市水道事業会計未処分利益剰余金599,882,559円のうち、176,000,000円を資本金へ組み入れる。

議案第65号

令和5年度八尾市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の  
件

令和5年度八尾市公共下水道事業会計において、未処分利益剰余金の一部を  
資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）  
第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

令和5年度八尾市公共下水道事業会計未処分利益剰余金1,313,600,674円の  
うち、683,000,000円を資本金へ組み入れる。

議案第66号

令和5年度八尾市公共下水道事業会計資本剰余金の処分の件

令和5年度八尾市公共下水道事業会計において、資本剰余金の一部を未処分利益剰余金に振り替えることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

令和5年度八尾市公共下水道事業会計資本剰余金108,288,915円のうち、25,000,000円を未処分利益剰余金に振り替える。

## 議案第67号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日許可）の一部を次のように変更することについて、関係市町村と協議するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本 桂 右

## 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正により、個人番号カードと現行の被保険者証の一体化に伴い新たな被保険者証の交付が廃止されること、また、個人番号カードを所持していない被保険者等に対して新たに資格確認書を交付するとされたことから、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、関係市町村と協議するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、本案を提出する次第である。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第68号

八尾市国民健康保険条例の一部改正の件

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、個人番号カードと現行の被保険者証の一体化に伴い新たな被保険者証の交付が廃止されることから、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

## 議案第69号

八尾市建築基準法施行条例及び八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市建築基準法施行条例（平成12年八尾市条例第14号）及び八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本 桂 右

## 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築主となる建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることの審査について、現行の建築主事による審査に加え、新たに指定確認検査機関による審査が可能とされたことから、八尾市建築基準法施行条例の規定を整備するとともに、八尾市手数料条例において引用する同法の条項に移動が生じたことに伴い同条例の規定整備を行うにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市建築基準法施行条例及び八尾市手数料条例の一部を改正する条例

(八尾市建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 八尾市建築基準法施行条例（平成12年八尾市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「を含む。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 法第18条第4項の国の機関の長等が、同条第1項の建築物に係る工事について工事監理者を選任したときは、速やかに、その旨を指定確認検査機関に通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。

(八尾市手数料条例の一部改正)

第2条 八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第3号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第9項第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

第6条の2第3項及び第5項並びに第6条の3第3項及び第5項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める。

第6条の4第7項及び第9項第1号中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同条第13項の表備考第4項第1号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第70号

八尾市生涯学習センター条例の一部改正の件

八尾市生涯学習センター条例（平成5年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

八尾市こども総合支援センターにおいて、母子保健と児童福祉の連携をさらに深め、切れ目のない相談支援体制の充実を図ることを目的として、これらがより一体となるこども総合支援センターを整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

八尾市生涯学習センター条例（平成5年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表第1スタジオの項及び第2スタジオの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第71号

令和6年度八尾市一般会計第4号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市一般会計第4号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第72号

令和6年度八尾市水道事業会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市水道事業会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第73号

刑部小学校給食調理場改築工事の工事請負契約締結の件

刑部小学校給食調理場改築工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

- 1 契約の目的 刑部小学校給食調理場改築工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 325,406,400円
- 5 契約の相手方  
八尾市安中町二丁目1番61号  
株式会社乾工務所  
代表取締役社長 小倉 博志
- 6 工事場所 八尾市刑部三丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和6年7月12日

議案第74号

旧北高安小学校校舎解体工事の工事請負契約締結の件

旧北高安小学校校舎解体工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

- 1 契約の目的 旧北高安小学校校舎解体工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 271,257,800円
- 5 契約の相手方  
八尾市東山本新町七丁目4番19号  
株式会社財部建設  
代表取締役 財部 一彦
- 6 工事場所 八尾市水越二丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和6年7月25日

認定第1号

令和5年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度八尾市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

認定第2号

令和5年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の  
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度八尾市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

認定第3号

令和5年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度八尾市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

認定第4号

令和5年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度八尾市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

認定第5号

令和5年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定  
の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第6号

令和5年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度八尾市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

認定第7号

令和5年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出  
決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

認定第8号

令和5年度八尾市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和5年度八尾市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

認定第9号

令和5年度八尾市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和5年度八尾市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山本桂右

認定第10号

令和5年度八尾市公共下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和5年度八尾市公共下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり市議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和6年9月市議会定例会提出議案  
令和6年9月発行（R6-86）  
八尾市総務部政策法務課